

# 曾於市内に定住する若者の 奨学金返還を支援します！



以下のすべての要件を満たす方が対象となります。

## 補助の対象となる方

- ・市内に住所を有している方(令和8年度の5月1日現在)
- ・34歳以下の方(令和8年度の4月1日現在)
- ・本市への居住が、転勤、出向などによる勤務地の変更によるものではなく、継続して居住する意思を有している方
- ・高校、大学など(短期大学、専門・専修学校、大学院を含む)に在学していた方
- ・週20時間以上の正規雇用契約に基づいて就業している方、独立して事業を営む方(自営業、農業等)
- ・奨学金の貸与を受け、返還している方
- ・他の奨学金返還に係る補助金などの交付を受けていない方
- ・市税および奨学金返還金を滞納していない方

## 補助内容

対象となる奨学金	曾於市育英奨学資金 日本学生支援機構第一種および第二種奨学金 地方公共団体、大学などその他の奨学金
補助対象経費	前年度奨学金返還金 (繰り上げ償還や利子を含む) 【例】令和7年度に返還した金額が100,000円の場合は、令和8年度に100,000円を補助します。
補助する額	上記補助対象経費の額と同額 29歳以下 上限20万円 30歳以上 上限10万円 ※離職期間が90日以上ある場合は、日割計算にて補助額を算定します。

## 【お問い合わせ先】

曾於市 企画政策課 デジタル総合戦略室 定住推進係  
〒899-8692 鹿児島県曾於市末吉町二之方1980番地  
☎0986-76-8802



# 曾於市奨学金返還支援事業

## 手続き手順

### ・ 補助対象者認定申請（初年度のみ）

1. 奨学金返還支援事業補助金対象者認定申請書（様式第1号）
2. 住民票の写し（マイナンバーの記載のないもの）
3. 誓約書（様式第2号）
4. 卒業生の場合→卒業証明書又は卒業証書の写し  
中途退学者の場合→在学証明書又はこれに類する書類
5. 就業証明書（様式第3号）、自営業等従事申立書（様式第4号）又は独立して事業を営んでいることが分かる書類のいずれか1つ
6. 奨学金の返還状況（返還総額、返還済額、返還残高等）を確認することができる書類
7. 市税等の納付状況調査に関する同意書（様式第5号）
8. 【婚姻により氏が変わった場合】戸籍抄本（個人事項証明）

### ・ 補助対象者認定決定通知

### ・ 補助金交付申請（毎年度必須） ※2年目以降の申請の方はこちらから

1. 奨学金返還支援事業補助金交付申請書（様式第9号）
  2. 住民票の写し（マイナンバーの記載のないもの）
  3. 就業証明書（様式第3号）、自営業等従事申立書（様式第4号）又は独立して事業を営んでいることが分かる書類のいずれか1つ
  4. 市税等の納付状況調査に関する同意書（様式第5号）
  5. 申請年度の前年度に返還した奨学金の額が分かる書類の写し（領収書、通帳の写し等）
- ※ なお、認定年度は、2～4までの書類の添付は不要です

### ・ 補助金交付決定通知兼確定通知

### ・ 補助金請求書提出

### ・ 補助金の交付